

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

令和三年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

令和三年三月十八日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和三年三月二十五日 午後一時三十分
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和三年三月二十五日 一 日 間

△議事順序

午後一時三十分開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

中村 文明 議員

吉野 郁 恵 議員 を指名する。

三、日程第五については、令和二年十月二日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

令和三年三月二十五日 午後一時三十分開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

令和三年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一〇 議案第四号 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

日程第一一 議案第五号 令和三年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員(二三人)

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

第三番 小峯 松治 議員 第四番 桐野 忠 議員

第五番 明ヶ戸亮太 議員 第六番 柿田 有一 議員

第七番 中村 文明 議員 第八番 吉野 郁恵 議員

第九番 小林 薫 議員 第一〇番 川口 知子 議員

第一一番 高橋 剛 議員 第二二番 小ノ澤哲也 議員

第二三番 小野澤康弘 議員

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

令和三年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

消防局長	比留間 富雄
次長	岸 康弘
〃	島村 昭仁
〃	橋本 丈夫
〃	齋藤 匡央
川越北消防署長	程 島 秀二
川越中央消防署長	岡 田 薫
川越西消防署長	西 村 政徳
川島消防署長	水 村 一重
警防課長	長 澤 俊幸
救急課長	秋 山 浩利
指揮統制課長	新 井 弘人
新消防庁舎建設準備室長	武 笠 浩

△議場に出席した職員

書記長	小森谷 昌弘
書記	中 里 良明
〃	岩 渕 巧
〃	津久井 広大

△開 会（午後二時九分）

○桐野 忠議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和三年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○桐野 忠議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○桐野 忠議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（岩渕 巧書記 朗読）

川消総発第一一六六号

令和三年三月二十五日

川越地区消防組合議長 桐野 忠様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について（通知）

令和三年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

四 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

五 令和三年度川越地区消防組合一般会計予算

○桐野 忠議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

○桐野 忠議長 日程第三、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第五八号

令和三年三月十八日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠

出席要求書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、三月二十五日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一一三四号

令和三年三月二十五日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、令和三年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 比留間 富雄

次長 岸 康弘

〃 島村 昭仁

〃 橋本 丈夫

〃 齋藤 匡央

川越北消防署長 程島 秀二

川越中央消防署長 岡田 薫

川越西消防署長 西村 政徳

川島消防署長 水村 一重

警防課長 長澤 俊幸

救急課長 秋山 浩利

指揮統制課長 新井 弘人

新消防庁舎建設準備室長 武笠 浩

△日程第四 会議録署名議員指名について

○桐野 忠議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会議規則第八十八条の規定により、

中村 文明 議員

吉野 郁 恵 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○桐野 忠議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題とします。

監査委員より、令和二年十月二日以降本日まで七件の監査結果の提出がありま

したので、報告いたします。

川消監発第二二号

令和二年十月二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明
同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二四号

令和二年十月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明
同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二六号

令和二年十一月二十日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明
同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二七号

令和二年十一月二十日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明
同 小野澤康弘

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の定例監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

川消監発第三〇号

令和二年十二月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明
同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三二号

令和三年一月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三四号

令和三年二月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○桐野 忠議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

本件は、去る令和二年十月一日開会の第三回定例会において、地方自治法第九

令和三年川越地区消防組合議会議事第一回定例会会議録

条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和二年十一月十二日及び本年三月二十五日の二日間にわたり、消防局三階講堂において、令和二年十月一日開会の第三回定例会において、地方自治法第九條第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを審査いたしました。

第一日の会議は、新庁舎建設事業用地の現地視察を行い、次に新庁舎建設事業用地選定の経緯及び新庁舎配置計画について、資料をもとに理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は用地取得について報告を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。

第二日の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題として、理事者より新庁舎建設事業用地の取得及び事業スケジュールについて、資料をもとに説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動拠点として災害に強い消防庁舎を早期に整備することが必要であります。また、事業用地の一部について交渉を継続していることや、新型コロナウイルス感染症により財政が逼迫していることなどから、引き続き調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第九條第八項の規定に基づく継続審査とし、三月定例会終了後審査いたしました

い旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和三年三月二十五日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議長 桐野 忠 様

○桐野 忠議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○桐野 忠議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、令和三年度の当初予算案を御審議いただきます第一回定

例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対しまして格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、御承知のとおり川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、令和三年度の当初予算案といたしましては、令和二年度の当初予算対比で一四・六%減の五十四億百四十二万五千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、感染症対策として、高規格救急自動車にオゾンガス発生装置を整備するほか、消防資器材等の整備により初動消防力の強化を図るとともに、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるため、老朽化が著しい川越地区消防局川越北消防署庁舎の新庁舎の建設に向けて、用地の取得及び実施設計をはじめとする各種事業を実施するものでございます。

また、令和三年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては消防局長をして説明をさせますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます、結びといたします。

○桐野 忠議長 以上で管理者の挨拶を終わります。

△日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和三年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明をお願いします。

（比留間富雄消防局長登壇）

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の整備を行うため、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

令和三年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第二号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

定めることについて

○桐野 忠議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和三年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明をお願いします。

（比留間富雄消防局長登壇）

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正等及び手数料の徴収事務の変更に伴い、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、火薬類取締法令の義務の一部が権限移譲されること

に伴い、七項目の手数料額の追加及び災害等に伴う危険物関係の申請等の手数料の免除規定を定めようとするものがございます。

なお、この条例の施行期日を、手数料の徴収事務の変更については令和三年四月一日、権限移譲に伴う手数料額の追加については令和三年六月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それでは、何点か御質疑を申し上げたいと思います。

本件、先ほど御説明にもありましたとおり、権限移譲に関わるものだと承知しております。

火災や救急・救助などの市民の目から比較的良好に見える業務と比べて、組合が行っている仕事の中でもなかなか見えにくいもの、地味な仕事の部分かと思っておりますけれども、こういう機会ですので、そうした事務の中身も含めて、一部改正に伴い、少しお伺いをしていきたいと思っております。

まず一点目ですが、今回、権限移譲に至った理由について、どういった背景、理由で権限移譲ということになったのか、お伺いしておきたいと思っております。

二点目ですが、権限移譲に伴う事務内容について、どういった部分が移譲されてくることになるのか、具体的な事務内容について、お伺いしておきたいと思っております。

さらに三点目ですが、金額も比較的大きいものも条例案には書かれていますが、

手数料収入の使途、どれぐらいの収入が入ってきて、それがどういうふうに入りに組み込まれ、使われるのかというような部分について、少し御説明をいただければと思います。

最後に、権限移譲後の事務の流れですね。具体的に、現在、どういう部署、どういう形で仕事をされているのか、権限移譲に伴ってこの仕事がどのような流れになるのか、お伺いして、質疑いたします。

(齋藤匡央次長登壇)

○齋藤匡央次長 御答弁申し上げます。

権限移譲に至った理由についてでございますが、大きく三点ございます。

一点目は、安全性の向上です。

危険物施設と併設される火薬類施設を一体的に指導することが可能となり、さらに災害対応により培われた火薬類のノウハウを生かすことで、安全性の向上につながります。

二点目は、災害対応力の向上です。

消防が火薬類施設を詳細に把握することで、災害発生時により効果的な消防活動が可能となり、被害の軽減につながります。

三点目は、事務手続の効率化です。

火薬類に係る事務を身近な行政機関により行うことで、事業者の負担軽減につながります。

次に、権限移譲に伴う主たる事務内容についてでございますが、火薬類を貯蔵または取り扱う施設に対する許可、火薬類施設への立入検査、また、各種届出の受理でございます。

埼玉県における川越市、川島町の年間処理件数は、平成二十九年二十一一件、平成三十年十九件、令和元年度十四件で、許可申請はなく、全て届出でございます。また、新たに生じる収入として保安検査手数料が、一事業所年間四万一千円を見込んでおります。

次に、手数料の使途についてでございますが、現在、収入として得ました手数料につきましても、職員人件費に充当しております。条例改正後も同様に職員人件費に充当を予定しております。

次に、権限移譲後の事務の流れについてでございますが、現在、消防局予防課内の保安担当に職員三名が配置され、消防法上の危険物規制事務と兼務で、既に移譲済みの火薬類の消費に関する事務を執っております。

これまでの経験則や事務継続性の観点から、現行どおり兼務での事務体制が可能であると考えております。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第九、議案第三号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和三年三月二十五日提出

令和三年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(比留間富雄消防局長登壇)

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、急速充電設備の全出力の上限を、現在の五十キロワットから二百キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前の規定についても火災予防上必要な見直しを行い、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理の基準について定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和三年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

令和三年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△日程第一〇 議案第四号 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 日程第十、議案第四号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

○比留間富雄消防局長 たいま上程になりました議案第四号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第四号

令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)は、次に定めるところによる。

議案書四のページを御覧いただきたいと存じます。

(歳入歳出予算の補正)

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三億八千六百四十六万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億五千八百四十八万四千円にしようとするものがございます。

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三億八千六百四十六万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億五千八百四十八万四千円とする。

第二条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、四の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものがございます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

第二条、繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を四の三ページの第二表繰越明許費のとおりに定めようとするものがございます。

(繰越明許費)

第三条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の期間及び限度額を四の三ページの第三表債務負担行為補正に変更しようとするものがございます。

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十三条第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」による。

第四条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、四の四ページの第四表地方債補正の金額に変更しようとするものがございます。続きまして、別冊の令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第三号)により御説明申し上げます。

(債務負担行為の補正)

初めに、四ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

第三条 債務負担行為の変更は、「第三表債務負担行為補正」による。

常備消防費でございます。

(地方債の補正)

第四条 地方債の変更は、「第四表地方債補正」による。

常備消防費二千二百四十六万一千円の減額は、消防車両整備及び救急高度化の推進の事業費等の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費三億五千七百八十九万八千円の減額は、施設管理、消防庁舎改修及び消防局庁舎建設の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。五ページに移りまして、非常備消防費でございます。

川越非常備消防費につきましては、特定財源の追加に伴う財源内訳の変更でございます。

次に、川島非常備消防費六十六万五千円の減額は、川島町消防団消防車両整備の事業費確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、公債費でございます。

元金五百四十四万円の減額は、組合分元金の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金一億二千三百二十五万一千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、共通経費、非常備消防費、消防用地費に係る川越市、川島町それぞれの負担金を減額しようとするものでございます。

次に、物品売払収入百三十七万四千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

繰越金三千五百一万八千円の追加は、前年度剰余金を追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防債三億十萬円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、各種事業の事業費確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、四十九万五千円を計上いたしました。消防団設備整備費補助金といたしまして、夜間活動用具の整備に係る国庫補助の採択に係るものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページ以降にございます附表一につきましては債務負担行為に関する調書、附表二につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一 議案第五号 令和三年度川越地区消防組合一般会計予算

○桐野 忠議長 日程第十一、議案第五号、令和三年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第五号

令和三年度川越地区消防組合一般会計予算

令和三年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十四億百四十二万五千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

令和三年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 提案理由の説明をお願いします。

(比留間富雄消防局長登壇)

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、令和三年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書五の二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四億百四十二万五千円と定めようとするものでございます。

令和二年度当初予算と比較いたしますと、割合にして一四・六%、額にして九億二千六百十五万一千円の減額となっております。人件費及び普通建設事業費の減額が主な要因でございます。定年退職者の減少及び新消防庁舎建設に係る事業費の減少が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を五の二ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を五の四ページの第二表地方債のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、一時借入金の借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和三年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金の総額は四十九億一千六百八十七万円を計上いたしました。

消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料は五十五万八千円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。

次に、消防手数料の総額は四百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防費県補助金の総額は六百二万円を計上いたしました。消防救急体制整備補助金といたしまして、救急自動車に積載するオゾンガス発生装置等の整備に係る見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は十万円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、財産貸付収入は百二十万円を計上いたしました。財産貸付収入といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。次に、物品売払収入六十三万八千円は、不用品売払い見込み額でございます。

次に、繰越金は一億六千五百四十四万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は九百八十二万二千円を計上いたしました。受託収入といまして、川越自警消防費、川越水防費から成る内容でございます。

次に、雑入の総額は一千七百八十四万六千円を計上いたしました。支弁金といまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といまして、川越市、川島町それぞれの消防基金支払金収入及びその他雑入の見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は二億七千八百九十万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といまして、川越北消防署三階講堂電気冷房設備改修工事、並びに新消防庁舎建設に係る実施設計業務委託、建設用地取得費等に係る見込み額でございます。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議会費でございます。議会費の総額は五百四十六万四千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。

一般管理費の総額は三百十五万三千円を計上いたしました。特別職の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は八万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費でございます。監査委員費の総額は三十八万八千円を計上いたしました。監査委員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、常備消防費でございます。

常備消防費の総額は四十四億六千三十六万六千円を計上いたしました。

事業につきましては、職員人件費、火災予防対策、消防車両整備、救急高度化及び消防通信整備等の常備消防に係る内容でございます。

主な事業につきまして申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費等に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生等に係る所要額でございます。

十ページに移りまして、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び住民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。

十一ページに移りまして、消防車両整備につきましては、はしご付消防自動車の分解整備等に係る所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の資質向上に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、高機能消防指令センターに係る装置等の分解整備及び維持管理等に係る所要額でございます。

十二ページに移りまして、消防署活動業務費につきましては、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防活動資機材の整備等に係る所要額でございます。

次に、常備施設費の総額は四億五千二百八十万円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費及び消防局庁舎建設の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防局庁舎建設につきましては、実施設計業務委託、建設用地の取得費、物件補償費など、消防庁舎建設に係る所要額でございます。

十三ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は八千二百二十七万九千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、消防団車庫建設、消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は三千四百四十六万八千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団施設管理、消防団車両管理及び消防団事務の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十五ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は八千六百七十九万三千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島水利施設費の総額は四百八十七万八千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

次に、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は六百七十一万円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務につきましては、自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維持管理等に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水防費でございます。川越水防費の総額は三百二十一万円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は二億三千六百六十六万八千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は二千七十六万五千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

す。

次に、予備費でございます。予備費といたしまして四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、十九ページ以降にございます附表一につきましては給与費明細書、附表二につきましては債務負担行為に関する調書、附表三につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。吉野郁恵議員。

(吉野郁恵議員登壇)

○吉野郁恵議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第五号、令和三年度川越地区消防組合一般会計予算について、質疑を申し上げます。

昨年一月より新型コロナウイルス感染症が世界を瞬く間に覆い尽くし、コロナの感染がいつ収束に向かうのか、いまだ見通せない状況です。

また、毎年のように想定外の降雨量をもたらす台風や、最近頻発している地震などの自然災害も懸念される昨今です。

そのような中で、私どもの生命、財産を守るために日々職務に邁進していただいている川越地区消防局の職員の皆様、そして、その関係の皆様にご心より感謝を申し上げます。

ただいま令和三年度の予算額の説明をいただきました。確認を含めて何点かお伺

いたします。

予算説明書によりますと、歳入において、本年度予算額の合計が五十四億四千万二千五百円とされており、前年度予算額が六十三億二千七百五十七万六千円、前年度より一四・六％、九億二千六百五十一万一千円の大規模な減となっております。

そこで最初に、令和三年度当初予算編成における重点施策と要求に対する査定状況について、お伺いいたします。

次に、同じく歳入において、前年度と比較して、分担金及び負担金が四億三千七百三十二万三千円、組合債が六億三千十萬円と、やはり大幅に減額されております。また、繰越金が一億四千五百四十四万円の増額とされておりますが、その要因についても伺いいたします。

以上、一回目といたします。

(橋本丈夫次長登壇)

○橋本丈夫次長 御答弁申し上げます。

初めに、令和三年度当初予算編成における重点施策、並びに予算要求に対する査定状況についてでございます。

予算編成の重点施策につきましては、予算編成方針に基づき、消防・救急体制の整備の確実な推進に向けて、初動消防力の強化、並びに救急業務体制の充実を図るための消防・救急資器材の整備、消防通信指令業務体制の充実強化を図るための高機能消防指令センター構成機器に係る分解整備、そして、消防施設の充実を図るための新消防庁舎建設に関わる各種事業となっております。

予算要求に対する査定状況につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により非常に厳しい財政状況が予想されておりましたので、主に消防車両整備においては支援車、消防局庁舎建設では造成工事が先送りとなっております。

次に、歳入において前年度と比較して分担金及び負担金及び組合債が大幅に減額し、繰越金が増額している原因についてでございます。

分担金及び負担金が前年比四億三千七百三十二万三千円、組合債が前年度比六億

三千十萬円減額している主な要因は、前年度に消防車両の整備並びに新消防庁舎建設に係る土地購入費等がございましたので、そちらが減額している主な要因でございます。

また、繰越金が一億四千五百四十四万円増額している主な要因につきましては、勸奨退職者がいなかったこと、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、東京オリンピックの延期や川越まつり等の各種事業が中止されたことにより、消防特別警戒に係る人件費の支出がなかったことなどから増額を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

(吉野郁恵議員登壇)

○吉野郁恵議員 それぞれ御答弁をいただきました。

予算編成における重点施策では、消防・救急体制の整備の確実な推進に向けて、初動消防力と救急業務体制、職務のスタートとなる消防通信指令業務体制など、それぞれの充実強化を図るための整備、そして、新消防庁舎建設に係る事業であることと理解いたしました。

分担金及び負担金と組合債の大きな減額の要因は、コロナの影響での大幅な削減なのかと考えておりましたが、消防車両の整備と新消防庁舎建設に係る土地購入費などが前年度に組み込まれていたためであるとの御答弁をいただき、理解いたしました。

繰越金の増額につきましても、理解させていただきました。

次に、要求に対する査定状況ですが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、非常に厳しい財政状況が予想される中、消防車両整備においては支援車が、消防局庁舎建設では造成工事が先送りになったと説明をいただきました。

今後、コロナの影響で、令和三年度より令和四年度の財政状況がより厳しくなるのではないかと懸念しております。

それに加えて、冒頭にお話しさせていただきましたが、大きな自然災害がいつ起

こるか分からない状況があります。

消防局庁舎建設の造成工事につきましてはさきの特別委員会で確認できましたので、支援車について、この先送りに伴う影響と今後の対応について、お伺いいたします。

以上で質疑とさせていただきます。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 御答弁申し上げます。

消防車両整備における支援車が先送りになったことに伴う影響と今後の対応についてでございます。

支援車が先送りになってことに伴う影響につきましては、車両部分や艀装部分の不具合が危惧されるものでございますが、今後の対応につきまして、日常点検、法定点検及び定期に部品の交換を適正に行い、車両の運用に支障のないように対応してまいります。

以上でございます。

○桐野 忠議長 暫時休憩いたします。

午後三時五分 休憩

午後三時十分 再開

○桐野 忠議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口知子議員。

(川口知子議員登壇)

○川口知子議員 前議員に引き続きまして、議案第五号、令和三年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、御質疑を申し上げます。

本予算は、歳入の負担金が前年度比四億三千七百三十二万三千円減、組合債で前年度比六億三千十万円の減、全体では前年度予算より八五・四%となり、五十四億百四十二万五千円の予算となりました。

歳出では、消防費が前年度予算より九億六千二百二十六万二千円減となっております。主な減額の理由は、先ほどの前議員の中で触れられていたかと思っております。理解をさせていただきます。

本組合では、消防基本計画、実施計画が毎年年度当初に策定をされております。計画していた事業がスムーズに進むことが理想でございますが、今年はコロナの影響で負担金は落ち込み、厳しい予算編成であったと思っております。

全体の主な事業については、前議員の質疑で明らかになりましたので、私からは実施計画で準備されていた事業のうち、令和三年度の予算に盛り込むことができなかった主な事業について、お伺いをいたします。

また、令和三年度に整備できなかった事業について、今後、どのようにしていくのか、確認をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

これまでも新型コロナウイルス感染症対策の資機材の購入等がございました。新年度は何か対策が図られているのか、お伺いをいたします。

三点目として、これまでの救急活動において、新型コロナウイルス感染者や、またコロナ感染の疑いがある方の搬送について、どれぐらいあったのかをお伺いをいたします。続きまして、救急体制の充実について、お伺いをいたします。

認定救急救命士の現在数と、また新年度の養成計画について、お伺いをいたします。

続きまして、火災への対策についてでございます。

昨年、冬、大東地区において住宅が全焼する火災がありました。残念ながら、亡くなられた方もいらっしゃいました。間近でも私も消火活動を見守りましたが、夜寒の中で、昼夜にわたり、こうした懸命な消火活動が行われ、周囲には消防車両が何台も待機し、延焼に備えておりました。こうした消防団の皆さんの活動も含めて、本当に頭が下がる思いでいっぱいでした。

そのときに、住民の方と住宅用火災警報器の設置について話題がありました。火

災が起こったとしても、人命を守る手段として住宅用火災警報器の設置があります。そこで五点目として、住宅用火災警報器の現在の設置率と目標値について、お問い合わせいたします。

六点目に、消防水利の一つである防火水槽についてでございます。

防火水槽は、河川やため池が近くにない地域に設置し、火災での消火活動に活用するのですが、新年度はどのような取組があるのか、増設を考えているのか、確認をいたします。

以上で一回目といたします。

(橋本丈夫次長登壇)

○橋本丈夫次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

実施計画事業で、令和三年度に整備できなかった事業と今後の対応についてでございます。

令和三年度の実施計画事業の主な事業についてでございますが、消防車両整備につきましても、はしご車二台の分解整備、支援車一台、資機材搬送車一台、広報車二台、起震車一台及び連絡車三台の更新整備、消防通信整備につきましても高機能消防指令センター構成機器の分解整備、消防局庁舎建設につきましては土地の造成工事を計画しておりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい財政状況を受け、消防車両の整備につきまして、はしご車一台の分解整備、資機材搬送車一台、広報車二台、起震車一台、連絡車三台の車両整備を予算要求前の段階で見送りました。さらに、査定において、支援車及び土地の造成工事が先送りとなっております。

今後の対応につきましては、次年度以降に事業を繰り越すこととし、実施計画の見直しを進めてまいります。

以上でございます。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

令和三年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

感染防止対策における資器材整備につきましては、救急車内を除染するオゾンガス発生装置を救急車十一台に装備する予定でございます。

オゾンガス発生装置につきましては、新型インフルエンザ、結核等のウイルスや細菌を、塩素の七倍の酸化力を持った人体に影響のない濃度のオゾンガスを発生させ、ウイルスや細菌を抑制するものでございます。最新の研究によれば、新型コロナウイルスにつきましても、感染力低下の効果が確認されております。このオゾンガス発生装置を有効に活用し、救急隊員の二次感染防止を図ってまいります。

続きまして、これまでに組合管内における新型コロナウイルス感染症陽性者の救急活動実績数につきましては、令和二年四月十一日、一例目の搬送事例を経験して以降、本年二月末までに六十四例の陽性者の対応を行ってまいりました。

六十四例の陽性確認に至るまでの経緯でございますが、一一九番要請の際や、現場で陽性が判明された事例が三十四例と最も多く、次に医療機関搬送後に陽性が明らかとなった事例が二十六例、また、救急要請があったものの、傷病者自身の自力受診により不搬送となった事例で、後日、医療機関からの連絡により陽性が判明した事例が四例となっております。

今後につきましても、継続して、収容医療機関等からの情報収集と併せて、保健所からの指示・指導に従い、適切な対応を行ってまいります。

続きまして、認定救命士の現在数と次年度の養成計画につきまして、御答弁申し上げます。

救急救命士は、救急業務において処置を行うためには、その内容によってそれぞれ研修を受けなければなりません。

令和三年三月十五日現在、救急隊員として運用している救急救命士は五十九人おり、その全ての資格者が心肺機能停止状態に対する強心剤の投与、低血糖に対するブドウ糖投与及びショックに対する輸液などの薬剤認定救命士として運用を行っております。

また、医療器具を使用し、気道確保ができる気管挿管認定救命士として四十二人

が活動しており、そのうち三十八人はビデオ咽頭鏡も使用できる認定救命士でございます。

令和三年度の養成計画につきましては、新たに救命士の資格を取得する予定の二人を薬剤投与認定救命士として養成し、気管挿管認定及びビデオ咽頭鏡認定救命士をそれぞれ五名養成する計画でございます。

以上でございます。

(齋藤匡央次長登壇)

○齋藤匡央次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

住宅用火災警報器の設置率についてでございます。

令和二年度及び令和元年度の当消防組合管内の推計設置率は八〇%でございます。

また、川越地区消防組合消防基本計画では、令和三年までに設置率九〇%を中期目標としております。

以上でございます。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

防火水槽の増設や維持管理についてでございますが、令和三年度におきましては公設防火水槽の新設は予定しておりません。

また、公設防火水槽の維持管理につきましては、標識の設置や薄くなった路面塗装表示の塗り直しといった小規模修繕のほか、地権者からの撤去要望に基づく防火水槽の撤去工事を予定しております。

以上でございます。

(川口知子議員登壇)

○川口知子議員 それぞれ御答弁いただきました。

まず、実施計画に基づいてどういった事業が盛り込まれなかったのか、そして、令和三年度盛り込まれなかった事業については、今後どうするのかといった内容をお伺いさせていただきます。

消防車両が主なものでございまして、はしご車の分解整備であるとか、また資機材搬送車、広報車は二台、また起震車一台、連絡車三台ということで、こういった車両の更新が盛り込むことができなかったという内容でございました。支援車の更新、あるいは新消防庁舎建設用地の造成費用も断念したということでございます。今後については、次年度以降という御答弁もございましたが、これは見通しは立っている状況なのかと疑問も感じております。

そして、実施計画においては、事務事業を明確にして、基本計画の進捗状況を把握するためのものでございます。

毎年の社会情勢の変化を踏まえ、緊急を要するものに対応するために策定されております。この先、最低でも三年は厳しい財政状況が続くと言われておりますので、特に大きな予算を伴う事業については、実施計画の段階で先を見通した計画をつくることと、緊急性のあるものについては早い段階から予算確保に努め、安全安心な消防行政に務めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策について伺いました。

新年度は救急車にオゾン発生装置を設置するというところで、救急隊員の二次感染を防ぐ。本当にこれは対策が急がれるところであります。

これまでの新型コロナウイルス陽性者の救急搬送等、六十四例あった御答弁がありました。

コロナ感染の疑い症状のある方が自力で病院に行けない場合、保健所に電話をすればいいのか、県の指定診療検査医療機関に連絡すればいいのか、救急車を自分で呼んでいいのか分からないという市民の方の声をいただきました。

当地区消防組合のホームページを見ますと、「暮らしの安心・安全」のフォームの中に、救急車の適正利用の案内があるものの、新型コロナウイルスかもしれない症状のある方の救急対応の案内はどこにもありませんでした。

私は、新型コロナウイルス感染症を発症し、容体悪化したときには、躊躇なく救急車を呼べるということを市民に周知する必要があると思っております。正しく

救急車を呼ぶことができるよう、市民への周知が改めて必要だと考えますけれども、消防局のお考えをお伺いをいたします。

救急体制の充実について伺いました。

認定救命士は五十九名。そのうち気管挿管できる認定救命士は四十二名。令和三年度では、薬剤投与認定救命士が二名と気管挿管とビデオ咽頭鏡の認定救命士がそれぞれ五名ということで、資格取得率の向上が図られるということが分かりました。ただ、気管挿管できる方が四十二名という人数が、当組合の人口規模で適正なのかどうか。令和元年度では救急搬送一万五千件以上あり、そのうち死亡が百五十一名、重症者が一千三百九名となっております。

引き続き新型コロナウイルス感染症や変異種のウイルスなど、自宅で重篤化する方の割合も増えるのかというふうな危惧をしております。心肺停止状態や、また重篤化し、呼吸器症状のある方について、気管挿管などの処置を早急に行う必要があるかと思えます。令和三年度においては救命率の向上が図られるよう、ぜひ御努力をお願いいたします。

火災への対策について、お伺いをいたしました。

住宅用火災警報器の設置率については、令和三年度の目標が九〇%、現在、当地区の設置率八〇%ということで、一〇%の開きがあるということを認識させていただきました。

設置を勧めるのは重要でございますが、設置されていても、火災警報器は十年で交換することが推奨され、電池が切れていることもあります。特に、自分で点検や電池交換ができない方がおりますので、地区を決めて調査するなど、一歩進んだ対策が必要と思われまます。

この設置状況の調査とともに、令和三年度の目標値である設置率九〇%の達成に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

防火水槽については、新年度新設はなしということでございました。

住宅開発や工場など一定の面積を超える開発行為には消防法の水利施設の設置が

定められておりますが、まだ消防水利がない地域について、防火水槽の整備、場所の確保が課題とされています。今後は、撤去だけでなく、設置に向けて地域自治会や自主防災組織と設置場所の協議を進めていただくよう御提案いたします。

また、市内には火災時に消防車両が入れないところがあります。消火活動に大変困難を極める地域がありますが、そういった狭隘地域の消火活動の対策について、確認をさせていただきたいと思えます。

コロナ禍で様々啓発事業やイベントができないこともありますけれども、工夫した取組で、災害に強い町・地区、住民が安全安心を実感できる町の実現のために、引き続き御尽力をいただければと申し上げ、私の質疑といたします。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

救急要請に係る住民への周知につきましては、新型コロナウイルス感染症の罹患により、入院待機中や自宅療養中の方の症状が急変した場合は、罹患者へ救急車を要請するよう保健所より指導されており、一一九番要請があった場合には、保健所と連携して対応をしております。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患に関わらず、呼吸困難等により自力で医療機関へ受診できない場合には、すぐに一一九番要請をするよう、当組合ホームページ内で救急車の適正利用とともに案内をしております。

以上でございます。

(齋藤匡央次長登壇)

○齋藤匡央次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

住宅用火災警報器の設置状況調査と普及啓発及び取付け対応についてでございます。

住宅用火災警報器の設置状況調査につきましては、各種イベントの参加や、消防団による住宅防火診断などの機会を通じ、アンケート調査により実施しております。普及啓発につきましては、ポスターやマグネットシートの掲出、チラシやグッズ

の配布などにより実施しております。令和元年度は街頭広報やイベント参加により実施し、令和二年度はコロナ禍に伴い、大型店舗や路線バスの協力をいただき、非接触型の普及啓発活動を実施しております。

取付けにつきましては、設置対策協力事業所として登録をいただいている当組合管内にある住宅用火災警報器を取り扱う事業所におきまして購入した住宅用火災警報器の取付け対応を実施していただいております。

以上でございます。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

狭隘地域における消火活動対策についてでございますが、狭隘地域におきましては、火災が発生した場合、延焼拡大するおそれがあることから、消防車両の進入経路や、部署する消防水利、火災防御体制など、当該地域における消火戦術を署警防計画としてあらかじめ策定し、有事の際、より迅速かつ効果的に消防活動が展開できるような方を期しております。

また、消防車両の配備につきましても、小型でかつ消火薬剤を積載した消火能力の高い圧縮空気泡消火装置、通称CAFＳを備えた消防ポンプ車を全ての消防署及び分署に一台ずつ配備し、狭隘地域における消火活動対策を図っております。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。

―これをもって質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△追加議案提出

○桐野 忠議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記に朗読させます。

(岩淵 巧書記 朗読)

川消総発第一一六七号

令和三年三月二十五日

川越地区消防組合議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 川合 善 明

追加議案の提出について(通知)

令和三年本組合議会第一回定例会に、次の追加議案を提出いたします。

記

- 一 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 二 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○桐野 忠議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました二件を日程第十二及び日程第十三として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一二 同意第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

て

○桐野 忠議長 日程第十二、同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めます。

川越市市場新町十二番地四

風 間 清 司

昭和二十七年七月二十三日生

令和三年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(管理者)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員大野英夫氏が本年四月一日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに風間清司氏を本組合公平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和二十七年生まれで、川越市市場新町に御在住であり、現在、会社役員として御活躍されております。昭和五十二年に川越市に就職され、総合政策部副部長、政策財政部長等の要職を経て、川越市副市長を務められた人格が高潔で、優れた識見を有する方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△日程第一三 同意第二号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○桐野 忠議長 日程第十三、同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第二号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めます。

川越市野田町一丁目十一番地百二十三

清 水 京 子

昭和二十六年二月十四日生

令和三年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(管理者)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員中島美砂子氏が本年四月一日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに清水京子氏を本組合公平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和二十六年生まれで、川越市野田町一丁目に御在住であります。平成七年五月に川越市市議会議員に御当選されて以来、平成二十七年五月まで二十年にわたり務められ、この間、副議長、文教常任委員会委員長、厚生常任委員会副委員長等を歴任された人格が高潔で、優れた識見を有する方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△閉 会

○桐野 忠議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時四十一分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を

定めることについて

原案可決

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第四号 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

原案可決

日程第一一 議案第五号 令和三年度川越地区消防組合一般会計予算

原案可決

日程第一二 議案第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意

日程第一三 議案第二号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意